

外国人留学生を採用するために



厚生労働省 愛知労働局

ハローワーク名古屋中

名古屋外国人雇用サービスセンター

名古屋外国人雇用サービスセンター

- 1993年 主に南米系日系人労働者を対象に『名古屋日系人雇用サービスセンター』を開設
- 2005年10月 名古屋日系人雇用サービスセンターに加え、外国人労働者の専門施設として『名古屋外国人ジョブセンター』を中日ビル12階に開設（南米系日系人以外の外国人労働者も増えたため）
- 2008年4月 名古屋外国人ジョブセンターの業務も継承しつつ、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業促進等についても業務を運営するため、『名古屋外国人雇用サービスセンター』に名称を変更

- 所在地：名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階（移転予定です。）
- 利用時間：月曜日から金曜日（土・日・祝日と年末年始を除きます。）
9：30～18：00（12:00～13:00は休憩時間です。）
- 通訳員配置：英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語

名古屋外国人雇用サービスセンター

業務（その1）

(1) 専門的・技術的分野の外国人の方に対する職業相談・職業紹介

「在留カード」に書かれた「在留資格」のうち、「技術・人文知識・国際業務（エンジニア、通訳）」、「技能（調理師）」など特定の職業に就くことで日本国内にいることを許可されている方に対し、企業が募集している求人へ応募する際の助言など、各種支援を行っています。

(2) その他の外国人の方に対する職業相談・職業紹介または就職支援

「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」など日本国内で働くことを制限されていない在留資格の方が仕事をやめたり、転職を希望される場合の相談や、企業が募集している求人へ応募する際の助言など、各種支援を行っています。

名古屋外国人雇用サービスセンター

業務（その2）

(3) 外国人留学生（日本語能力試験N2レベル以下）に対する就職支援

留学生就職フェアの開催、ミニ就職面接会の開催、就職支援ガイダンスの実施、各種セミナーの実施、ビジネス・インターンシップ（就業体験）の実施など、各種支援を行っています。

日本の大学や専門学校に通う留学生のうち、卒業後に日本での就職を希望する方に対し、就職活動のすすめ方、面接の練習や企業の求人情報を提供します。

(4) 企業からの相談など

外国人の方を雇っている企業や雇うことを考えている企業の方へ、外国人に対する差別やトラブルが起きないようにアドバイスを行っています。
また、留学生が就職する場合の在留資格変更の相談も行っています。

名古屋外国人雇用サービスセンター

マッチングイベント

留学生と求人者の情報交換及び面接の機会を確保

● 留学生就職フェア

数十社が合同で行う企業説明会、学生向けガイダンス、企業向けセミナーなどを同時開催

◆ 留学生就職フェア（企業説明会）の開催状況（過去7年間）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度(8月)	28年度(10月)	29年度(6月)	29年度(10月)	30年度(7月)	30年度(10月)
参加企業数	30社	32社	32社	46社	36社	19社	48社	30社	48社	46社
参加学生数	280人	280人	412人	225人	173社	102人	311人	108名	384名	153人

● ミニ就職面接会

4～8社の企業が集まってハローワーク内のセミナールームにて開催する就職面接会

◆ 平成29年度 ミニ就職面接会開催状況

3月末現在累計	
参加企業数	35社
参加学生数	202名



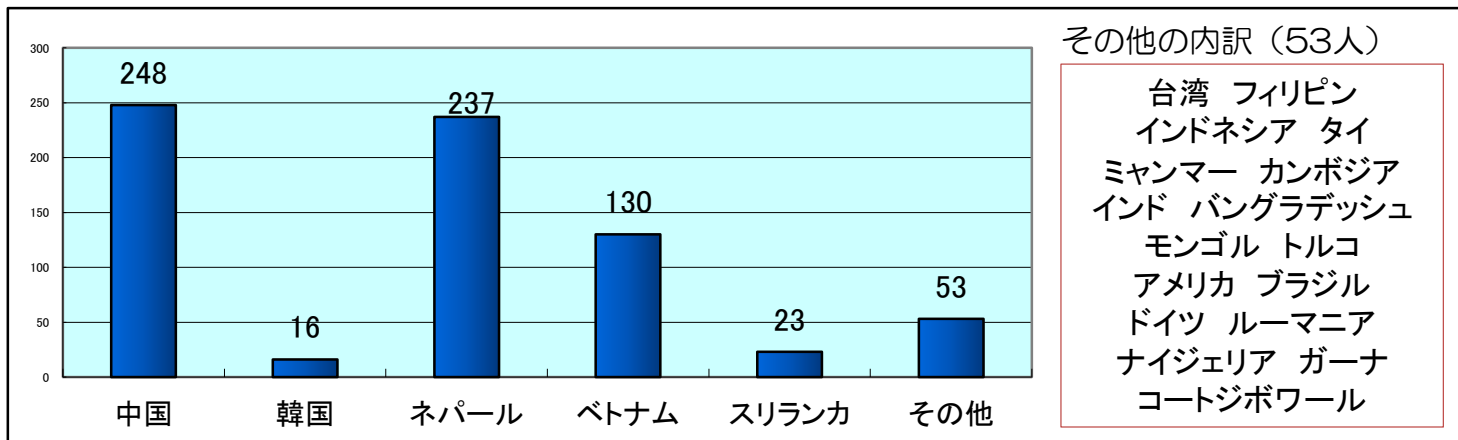
留学生
就職フェア
の様子



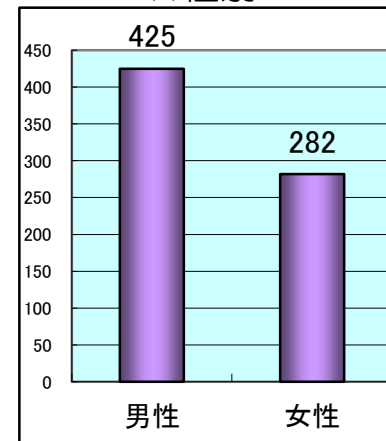
名古屋外国人雇用サービスセンター

平成29年度の留学生登録状況（日本語能力N1レベル以上の者を除く。）登録数：707名

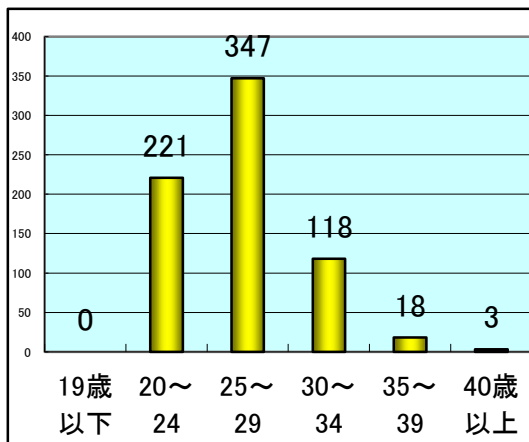
☆国籍（出身地）別



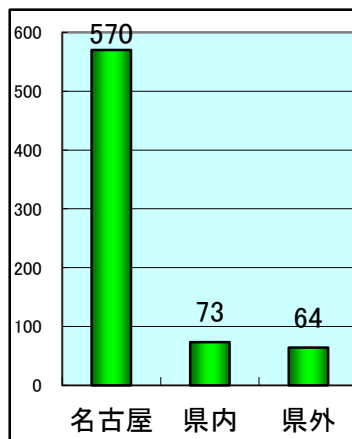
☆性別



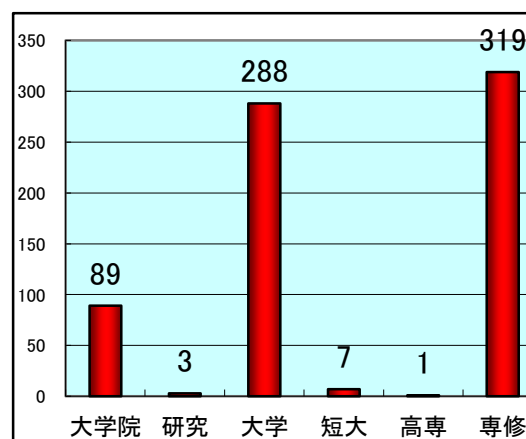
☆年齢別



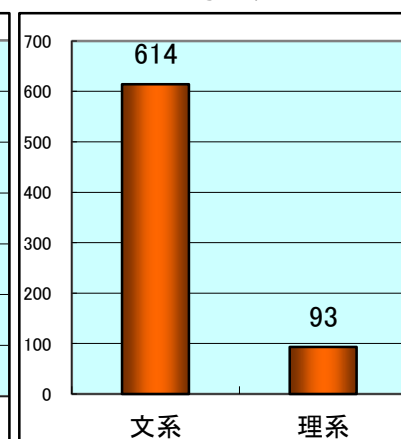
☆住居別



☆学校別



☆学部別



名古屋外国人雇用サービスセンター

- 留学生に対しては、名古屋外国人雇用サービスセンターと愛知新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、定期的に**マッチングイベント（※1）**を開催するなど**意識啓発（※2）**からマッチングに至る就職支援を実施しているほか、愛知県と共同で**インターンシップ（※3）**事業も実施している。
- 外国人雇用管理アドバイザーを配置し、**外国人を雇用する企業等への支援（※4）**を実施している。

（※1）マッチングイベント

- 留学生就職フェア
- ミニ就職面接会
留学生と求人者の情報交換及び面接の機会を確保し、求人・求職のミスマッチ解消を目的に実施

（※2）意識啓発

- 就職支援ガイダンス
就職支援ガイダンスを定期的実施
- 大学等訪問による就職支援ガイダンス
大学の就職担当者等を定期的に訪問し、未内定留学生の把握、外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーの利用勧奨を行いつつ、留学生向けの就職ガイダンスを実施（入学早々の学生も対象）

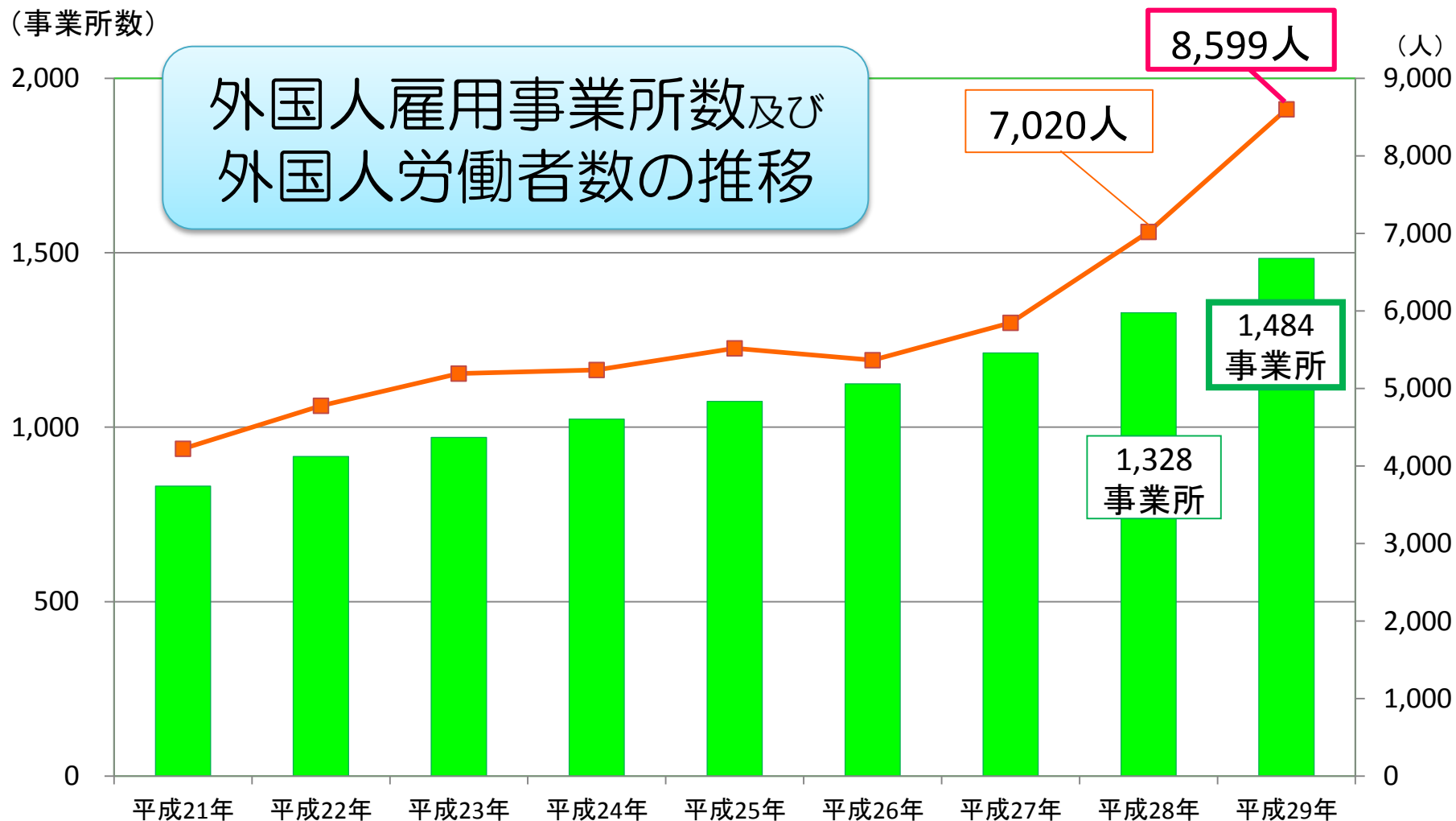
（※3）インターンシップ

- インターンシップ事業
夏季と春季に愛知県国際課と共催で、大学等と連携のうえ、インターンシップ事業を実施
- 支援協議会の開催
本事業をより効果的なものとするため、事業主団体、大学、愛知県、労働局で構成する協議会を年2回開催

（※4）外国人を雇用する企業等への支援

- 外国人雇用管理アドバイザーによる企業への指導・援助
 - ① 留学生等が就職する際の在留資格の変更に係る相談援助
 - ② 留学生雇用要請
 - ③ 外国人労働者(元留学生を含む)の雇用管理の改善に係る指導
 - ④ 外国人労働者(元留学生を含む)の職業生活上の問題解決のための相談援助

石川県内における外国人雇用状況(1)



(厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況)

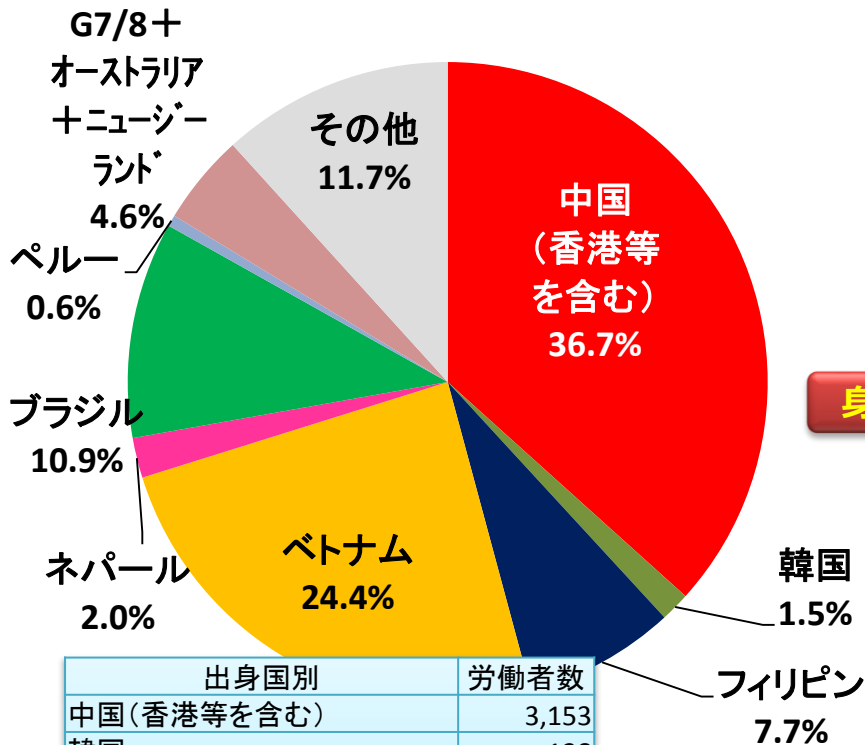
各年10月末日現在

■ 事業所数

■ 外国人労働者数

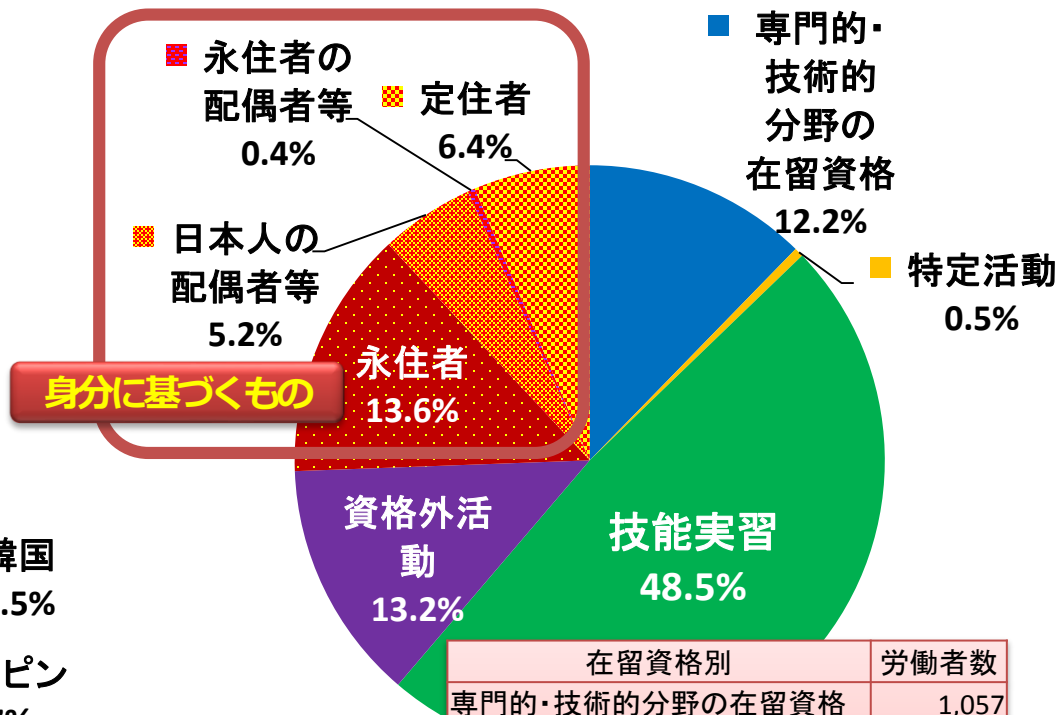
石川県内における外国人雇用状況(2)

国籍別 外国人労働者の割合



出身国別	労働者数
中国(香港等を含む)	3,153
韓国	128
フィリピン	658
ベトナム	2,095
ネパール	174
ブラジル	940
ペルー	49
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	394
その他	1,008

在留資格別 外国人労働者の割合



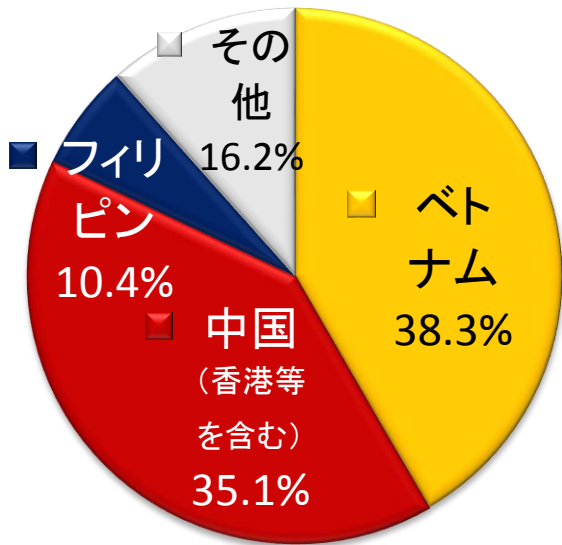
在留資格別	労働者数
専門的・技術的分野の在留資格	1,057
特定活動	43
技能実習	4,167
資格外活動	1,132
うち永住者	1,173
うち日本人の配偶者等	444
うち永住者の配偶者等	35
うち定住者	548

身分に基づくもの

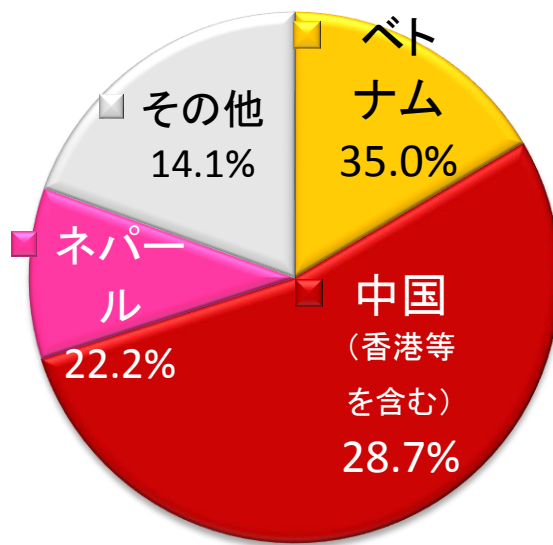
石川労働局 石川県における「外国人雇用状況」の届出状況(平成29年10月末現在)

石川県内における外国人雇用状況(3)

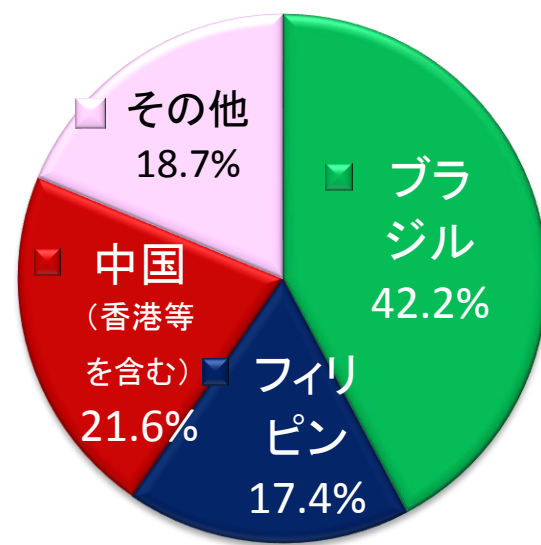
「技能実習」の
国籍別割合



「資格外活動(留学)」の
国籍別割合



「身分に基づくもの」の
国籍別割合



国籍	労働者数
ベトナム	1734
中国(香港等を含む)	1685
フィリピン	266
その他	482

国籍	労働者数
ベトナム	187
中国(香港等を含む)	606
ネパール	118
その他	221

国籍	労働者数
ブラジル	929
フィリピン	383
中国(香港等を含む)	476
その他	412

石川労働局 石川県における
「外国人雇用状況」の届出状況
(平成29年10月末現在)

(参考) 全国における外国人雇用状況

主な在留資格の上位10都道府県

(厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況)

単位:人

順位	全ての 在留資格	専門・技術的 分野	技能実習	資格外活動 (留学)	身分に基づく もの	左記のうち 定住者
1	東京都 394,834	東京都 122,432	愛知県 28,335	東京都 126,634	東京都 106,327	愛知県 19,857
2	愛知県 129,155	愛知県 15,738	広島県 13,602	大阪府 20,508	愛知県 69,288	東京都 13,826
3	大阪府 72,226	大阪府 15,258	大阪府 13,028	福岡県 16,345	神奈川県 33,655	静岡県 10,268
4	神奈川県 69,400	神奈川県 14,283	東京都 11,900	千葉県 13,786	静岡県 32,809	神奈川県 5,301
5	埼玉県 55,534	福岡県 6,344	茨城県 11,358	愛知県 11,624	埼玉県 25,772	埼玉県 4,952
6	静岡県 51,832	埼玉県 5,937	岐阜県 10,547	埼玉県 10,386	大阪府 19,686	群馬県 4,772
7	千葉県 49,335	千葉県 5,511	埼玉県 10,543	神奈川県 9,982	千葉県 17,219	三重県 4,541
8	福岡県 39,428	兵庫県 5,333	静岡県 9,947	兵庫県 6,259	群馬県 16,133	茨城県 4,184
9	茨城県 31,365	静岡県 4,438	千葉県 9,747	広島県 4,057	三重県 13,599	岐阜県 3,811
10	兵庫県 29,621	京都府 3,829	北海道 8,553	静岡県 3,512	岐阜県 13,701	滋賀県 3,748

外国人の「在留資格」と「就労範囲」

愛知労働局 職業安定部 職業対策課 (H29.12作成)

就労が認められている「在留資格」

就労活動が具体的に特定されるもの

※在留期間：5年、3年、1年又は3月。
ただし、「興行」は3年、1年、6月、3月又は15日。「経営・管理」は5年、3年、1年、4月又は3月。
「高度専門職1号」は5年、「高度専門職2号」は無期限。

(下記以外に「外交」と「公用」の在留資格があります。)

教授 日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 ・・・大学教授等	芸術 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動 ・・・作曲家、画家、著述家等	宗教 外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 ・・・外国の宗教団体から派遣される宣教師等	報道 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 ・・・外国の報道機関の記者、カメラマン
経営・管理 日本において貿易その他の事業の経営を行い又は事業の管理に従事する活動	高度専門職1号・2号 法務大臣が指定する日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導・教育、自然科学・人文科学の分野に属する知識・技術を要する業務、貿易その他の経営・管理に従事する活動など	医療 医師、歯科医師、その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 ・・・医師、歯科医師、看護師	研究 日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動 ・・・政府関係機関や企業等の研究者
教育 日本の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等の教育機関において語学教育、その他の教育をする活動 ・・・語学教師等	法律・会計業務 資格を有する者が法律又は会計に係る業務に従事する活動 ・・・弁護士、公認会計士等	興行 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動 ・・・俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	企業内専従 外国の事業所から日本の事業所に一定期間専従（関連会社への出向を含む）して行う「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動
技能 産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・・・外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等	技術・人文知識・国際業務 日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学・工学その他の自然科学の分野、法律学・経済学・社会学その他の人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務、外国の文化に基盤を有する患者・感受性を必要とする業務に従事する活動 (この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内専従、興行の活動を除く)	介護 日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	

活動に制約がなく就労活動について特定されないもの

特別永住者 (期間：なし) (入管特例法第2条に基づく法的地位)	永住者 (期間：なし) 法務大臣が永住を認める者
定住者 日本人の子として出生した者の実子(日系三世)、「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生した者の高配偶者(日系二世の配偶者)、日系二世である「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する日本人の子として出生した者の配偶者等(日系三世の配偶者) 【期間：5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間】	日本人の配偶者等 日本人の配偶者、日本人の特別養子、日本人の子として出生した者 【期間：5年、3年、1年又は6月】
永住者の配偶者等 「永住者」の在留資格をもって在留する者の配偶者、特別永住者の配偶者、「永住者」の在留資格をもって在留する者又は特別永住者の子として日本で出生し、出生後引き続き日本に在留する者 【期間：5年、3年、1年又は6月】	

技能実習 技能修得に限定した就労活動によるもの

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度

平成29年11月1日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

技能実習に関するお問い合わせ先は・・・
外国人技能実習機構 名古屋事務所 TEL052-684-8402

入国・在留資格・資格外活動許可等に関するお問い合わせ先は・・・

入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター TEL0570-013904 (PHS・IP電話・海外からは、03-5796-7112)

就労活動が認められていない「在留資格」

就労には『資格外活動許可』が必要となります。 ※風俗営業等に従事することはできません。

アルバイト可能時間：1週28時間以内。(学校の夏休み等の長期休業期間中は、1日8時間以内。)

研修 (期間：1年、6月又は3月) 公共、民間の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(「技能実習」、「留学」を除く)
短期滞在 (期間：90日、30日又は15日) 短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

留学 (期間：4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月) 日本の大学、高等専門学校、高等学校、特別支援学校高等部、中学校、特別支援学校中学部、小学校、特別支援学校小学部、専修学校、各種学校等において教育を受ける活動
--

文化活動 (期間：3年、1年、6月又は3月) 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくはは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動	家族滞在 (期間：配偶者等の在留資格に同じ) 「技能実習」「短期滞在」「研修」「特定活動」以外の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
---	--

就労の可否は個別に指定される活動によるもの

特定活動 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動・・・【指定書】で確認 【期間：5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間】
ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者、建設就労者、造船就労者、特区における外国人人材、大学等を卒業した留学生の就職活動 など・・・

卒業後、日本国内で就職し就労する場合、在留資格の変更申請と許可が必要。「技術・人文知識・国際業務」等の活動業務に該当すること、その在留資格に応じた定められた学歴、実務経験年数等の基準に適合することが必要。

外国籍の方が就職するときの課題 ①

外国籍の方を雇うことに対してイメージがない（求人者）

- 外国籍の方を雇った経験がない。
- 在留資格について知識がない。
- 日本語でのコミュニケーションを前提としている。

外国籍の方についての情報不足・誤解

外国籍の方が就職するときの課題 ②

日本企業の雇用慣習がわからない。(求職者)

- 「ポテンシャル採用」(入社もしくは採用後の教育や経験)
メリット：若年者の失業率を下げる事が期待できる。
- 海外では仕事の実績など能力での採用が一般的
メリット：仕事の成果が問われるため、モチベーションが低下しない。

外国人留学生は能力での採用をイメージしている

外国籍の方が就職するときの課題 ③

日本語でのコミュニケーションについての考え方

- 求人者は選考時に日本語能力を重視

「ポテンシャル採用」が原因？

入社してから教育を行うため、日本語ができることは必須と考える。



- 求職者は日本語能力よりも経験や仕事の能力を重視

日常生活は日本語を使わなくてもよい環境にいることが原因？

(母国語が通用するコミュニティ内で生活しているなど)

日本語でのコミュニケーションをお互いにどこまで
歩み寄れるか

留学生が就職するためには、さらに「準備」が必要

平成30年度は、日本の企業が学生の採用を決めることができるのは6月からで、学生に対して企業が自社の説明を行うことができるのは3月からでした。

海外では、一般的に卒業してから就職活動を行います。

スケジュールの違いを説明することからスタート・・・

その後、どの企業に応募するのか決めるため、応募はどのようにしたらよいのか確認するため、企業研究を開始

日本人学生と比べて、就職活動のスタートが遅れる傾向

プラス、日本語能力をブラッシュアップする必要があります。

求人票を記載するときに ①

求人内容はわかりやすい表現で記載！

N1、N2レベルの留学生でも端的な表現や複雑な表現は伝わりにくい。

伝わらないと留学生にとって興味を持ってもらえなくなるかもしれません。

「このくらいはわかってくれないと・・・」と思われる表現も、もう一度ご確認ください。

特に事業内容や仕事の内容では平坦なわかりやすい表現を！

わかりやすい表現とはイメージがわきやすい表現です。

(表面)

求人番号 受付年月日 平成29年×月×日 事業所番号

11010- 268858 求人票 (大卒等) 5101-911127-0

1 会社の情報 大学院 大学 短大 高専 専修学校 能開校 留学生※ 地方自治体、民間人材ビジネス共に可 (1/3)

事業所名称 株式会社 従業員数 企業全体 就業場所 (うち男性) (うち女性)

〒105-0000 東京都港区〇〇1番地 183人 35人 25人 10人

所在地 JR田町駅 徒歩 12分

代表者名 法人番号 0123456789012

2 仕事の情報

雇用形態 正社員 求人数 5人

仕事の内容 電子機器の法人向け営業 (既存顧客への営業および新規顧客の開拓)
・受注計画に基づき、顧客の新製品開発に合わせた製品の提案・見積り
・受注から納品までのフォロー
・代金回収
といった一連の営業業務を担当していただきます。
※社用車(ワンボックス、AT車)を使用し営業する場合があります。

3 労働条件等

区分\学歴	大学院	大学	短大	高専	専修学校	能開校
賃金形態	月給	月給				
基本給	190,000 円	180,000 円	円	円	円	円
固定残業手当	26,000 円	25,000 円	円	円	円	円
営業手当	30,000 円	30,000 円	円	円	円	円
手当	円	円	円	円	円	円
手当	円	円	円	円	円	円
計(税込)	246,000 円	235,000 円	円	円	円	円

賞金締切日 末日 賞金支払日 毎月 25日 翌月払い

求人番号 受付年月日 平成29年×月×日 事業所番号

51010- 268858 求人票 (大卒等) 5101-911127-0

3 労働条件等 (つづき) (2/3)

4 選考

5 補足事項・特記事項

※通年採用可能

※手当ては他に以下のものがあります。
-資格手当: 当社の定める資格の保有者に対し、10,000円支給

求人票を記載するときに ②

特に事業内容と仕事の内容はわかりやすい表現で！

例：事業内容：自動車部品の販売

⇒ 自動車部品（エンジン部品主にカムシャフト）の販売

例：仕事の内容：自動車部品の販売、ルート営業

- ⇒
- ①客先であるエンジン製造会社からエンジン部品の発注を受ける。
 - ②当社協力会社であるエンジン部品製造会社に発注する。
 - ③エンジン部品が完成するまでの状況を協力会社に確認し、納期までのスケジュールを管理する。

さらに留学生に求める日本語能力を緩和することも方法の一つです。

求人票を記載するときに ③

メンター（援助者）の存在

外国人留学生にとっては会社、社会と本人をつなぐ存在

日本での生活経験はあるが、就職は初めて。

日本での生活知識はまだ知らないこともある。

何でも相談できる人が近くにいることは心強い。

ただしメンター任せではなく、会社内でのフォローは必要です。

ハローワークの求人票ではメンターの有無について記載できます。

青少年雇用情報シート(企業全体での【**正社員** / 正社員以外】に関する情報です)

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	株式会社 ハローワーク商事	求人番号	〇〇〇〇〇-××××××	〇〇〇〇〇-△△△△△△	記入日: 2016/4/10
------	---------------	------	--------------	--------------	----------------

1 募集・採用に関する情報

①	項目	企業全体の情報			【〇〇区分】に関する情報		
		前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	13人	9人	12人	5人	4人	5人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	1人	2人	5人	0人	0人	1人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(男性)	8人	6人	7人	3人	3人	3人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(女性)	5人	3人	5人	2人	1人	2人
③	平均継続勤務年数	18.5年			16.3年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	41.7歳			43.2歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・無	新入社員導入研修、英語講座(通信制)、簿記検定講座(社外講座)、管理職研修等
②	自己啓発支援の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・無	業務に資するとして会社が認めた資格について取得費用の全額補填
③	メンター制度の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・無	入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・無	自動車販売技能検定

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

①	項目	企業全体の情報		【〇〇区分】に関する情報	
		前年度	2年度前	前年度	2年度前
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	15.5時間		21.2時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	10.7日		8.6日	
③	前事業年度の育児休業取得者数/出産者数	女性 9人/12人	男性 3人/50人	女性 6人/7人	男性 1人/19人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 22.1%	管理職 30.5%		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号 1234-567890-1

③メンター制度の有無

メンター制度とは、新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度のことです。

ご静聴ありがとうございました



今後ともハローワーク及び名古屋外国人雇用サービスセンターにご協力ください。